

LPガスを巡る最近の状況 ～LPガス料金の透明化及び取引適正化の推進～

2022年10月
(一社)岡山県LPガス協会



一般社団法人 全国LPガス協会

液石法省令・通達の一部改正 LPガス小売営業ガイドラインの制定〔おさらい〕

平成29年2月22日交付、6月1日施行

- ①「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」（省令）の一部改正
- ②「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について」（通達）の一部改正

平成29年2月22日制定

- ③「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」（LPガス小売営業ガイドライン）の制定

その中で、液石法と関係法令の遵守に加え、LPガス販売事業者が取り組むべき事項がまとめられた。

省令等改正のポイント(まとめ)

省令・通達の改正内容

請求書に 内訳明示	① 基本料金・従量料金・設備利用料の算定根拠を明示 ② 設備利用料の請求には、交付書面へ明記が条件 ③ 基本料金・従量料金に設備利用料が含まれる場合は、交付書面に設備名及びその月額費用(合計額)を明記
一週間ルール	① 原則一週間。但し、個別に判断 ② 自力救済は液石法違反 ③ 設備撤去は事前調整が必要

LPガス小売営業ガイドライン

料金情報の公表	① 標準的な料金メニュー・平均的な月額料金例 ② ホームページ掲示又は店頭掲示
交付書面の説明	① 書面の記載内容を説明 ② 特に、規則13条5号から9号は説明
料金変更の通知	① 原則、1か月前に通知(原調制度は遅くとも変更後の販売価格の適用が開始される日の前まで) ② 通知方法は検針票・請求書又は書面 ③ 変更理由と文字色・大きさによる判別
苦情・問合せ	適切かつ迅速に対応

液石法省令等の一部改正、 小売営業ガイドラインQ&Aの改訂

- 平成29年4月に策定された標記省令等の一部改正、LPガス小売営業ガイドラインQ&Aについては、考え方を整理すべき質問等を踏まえ、平成29年12月にQ&Aの改訂が行われました。
- また、平成29年2月に制定された標記ガイドラインについては、平成30年2月が施行から1年を迎えたことから、より一層のLPガスがお客様から選ばれるエネルギーとなるための趣旨により、改訂が行われました。

平成29年12月27日改訂

- ① 「液石法省令等の一部改正、取引適正化ガイドラインに係るQ&A」の改訂

平成30年2月22日改訂

- ② 「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」(LPガス小売営業ガイドライン)の改訂

液石法省令等の一部改正、取引適正化 ガイドラインQ&Aの改訂概要

- ・料金請求時の算定根拠の通知を行う際の記載例の追加
- ・賃貸集合住宅と戸建住宅とで基本料金・従量料金の価格が異なる場合は、消費者等からの照会に対し、適切に回答する必要がある。
- ・販売契約の解約猶予期間等を定めた契約条項がある場合であっても、液石法省令第16条第16号に定める、「正当な事由」には該当しない。
- ・一般消費者等から寄せられた苦情及び問い合わせの記録簿については、対応した日から1年の保存期間を設ける。なお、1年以上保存することは、妨げない。

LPガス販売指針(第4次改訂より抜粋)

第2章 取引の適正化

◎LPガスやガス機器等の販売において、以下の取引類型は特定商取引法に該当します。

■特定商取引法 第2条

- ・「訪問販売」・・・店舗以外の場所(例えば消費者宅)で売買契約を締結する販売方法
《留意点》入退去に伴う契約者変更においても、トラブル防止の観点から「訪問販売」と同様に処すること
- ・「通信販売」・・・インターネット・ダイレクトメール・新聞広告等を利用して売買契約を締結する販売方法
- ・「電話勧誘販売」・・・電話勧誘により売買契約を締結する販売方法
(消費者への十分な説明ができないため、望ましくない)

1. 勧誘・申込みの適正化

訪問販売について

①勧誘前に、事業者名・勧誘目的の明示

②商品内容・条件を十分説明し、消費者の理解を得る

- 主な説明事項
- i) 料金とその算定方法、その他の費用(貸付設備の利用料等)、支払時期、支払方法
 - ii) 保安に関する設備とその費用負担
 - iii) 契約期間および中途解約の条件
 - iv) 保安業務、サービスに関する事項
 - v) 保安管理に関する責任区分
 - vi) LPガス設備の所有関係
 - vii) クーリング・オフ制度

③申込みを受けた時、申込時書面を交付しなければならない(特商法第4条)

その後に契約を締結した時も、契約時書面を交付しなければならない(特商法第5条)

《注意》特商法においては、

- 申込時・契約時の2回、書面交付を義務付けている。
- ただし、申込みと契約が同時の場合は、契約時書面の交付のみとなる。
- 申込時・契約時の書面記載事項は共通である。
- 書面交付しなかった場合、いつでも解約(クーリングオフ)可能となっている。

2. 勧誘時の注意事項、禁止事項

特商法の勧誘規制行為（消費者契約法においても同様に定められている）

- ① 勧誘に際し、事業者名・勧誘目的等の明示義務
- ② 不実の告知の禁止
- ③ 重要事項の不告知の禁止
- ④ 威迫して困惑させる行為の禁止
- ⑤ 再勧誘の禁止

3. 契約の締結

LPガスの供給契約の締結に至った場合は、

- ① 液化石油ガス法第14条に定める書面
- ② 特商法第5条に定める契約時書面

の2つを交付しなければなりません。

《注意》ただし、

・液石法・特商法の書面記載事項がほぼ同様なので、“特商法の内容を盛り込んだ”
いわゆる14条書面のみを、交付することでも可能です

* 14条書面と特商法書面を兼ねる場合のただし書きの例

本契約書（通知書）は、「特定商取引に関する法律」に規定された「契約締結時の交付書面」を兼ねます

第5章 料金の透明性の確保

1. 料金情報の提供と十分な説明

液石法では、14条書面で「価格の算定方法」と「算定の基礎となる項目」について、内容の記載・説明を義務付け

よって、価格の算定方法を盛り込んだ料金表の交付が必要

「価格の算定方法」とは、通達により、その価格の計算方法のこと

(二部料金制の場合)

料 金 = 基本料金 + 従量料金 × 使用した量

* 貸与設備の利用料がある場合は、三部料金制が望ましい。

「算定の基礎となる項目」とは、

(例) 基本料金は、供給設備とその工事費用・保安維持費・検針集金費用及びこれら費用に関する管理費用で、LPガスのご使用がなくても毎月定額でお支払いいただく料金です。

従量料金は、基本料金を除く原料費及び販売経費等の費用で、LPガスの使用量に応じてお支払いいただく料金です。

2. 料金情報の積極的な提供

(1) 料金表の作成と交付

- ① **「価格の算定方法」を盛り込んだ料金表**を作成し、**交付**
- ② 料金水準を定期的に見直し、価格を改定する際は、原則1ヶ月前に料金表を交付し、十分に説明し、消費者の理解を得る。

(2) 情報提供の手段・方法

- ① **標準的な料金メニュー等の公表**
 - ・ 標準的な料金メニュー及び平均的な使用量に応じた月額料金例
- ② **公表の方法**
 - ・ 標準的なメニュー等を店頭に掲示又はホームページに掲示
- ③ **請求書、領収書に料金の内訳を明示**
 - ・ 基本料金・従量料金・設備利用料など

LPガス販売指針のまとめ

1. LPガス・機器等の「勧誘・申込み時」そして「契約時」には、『特定商取引法』等を遵守するとともに、**必要事項の十分な説明**を行ない、**書面を交付すること**。
2. LPガス設備や機器等の「所有関係」を明確にすること。
貸与の場合は、その費用・精算方法等を**十分に説明**し、消費者の了解を得ること。
3. 取引開始や料金改定の際には、**料金体系**（価格の算定方法・算定の基礎となる項目等）**について説明する**。とともに、算定方法等を記載した**料金表を交付すること**。
4. 輸入状況等を考慮した**料金水準の適切な見直し**の実施
⇒料金の透明性の確保・向上

特定商取引法の一部改正について

令和4年6月1日より消費者からのクーリング・オフの通知が、従来の書面に加え電磁的記録（電子メールの送付等）で行えるようになることから、**特定商取引法の契約書面に電磁的記録で、クーリング・オフができる旨を記載することが義務付けられることになりました。**

また、本改正により特定商取引法の契約書面等に記載するクーリング・オフの告知文（別紙参考）の変更が必要となります。

なお、令和5年6月までに特定商取引法の契約書面も電磁的記録で送付も可能となる予定です。

クーリング・オフの記載事項は、赤字赤枠で日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上でお願いします。

参 考 (例①)

(注) クーリング・オフ制度のお知らせについて

以下の「クーリング・オフのお知らせ」の規定の対象のお客様は、LPガス販売にあたって、「特定商取引法の訪問販売等に当たる場合のみ」適用させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

クーリング・オフのお知らせ

- ・お客様が、訪問販売元及び電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面（下図参照）又は電磁的記録（電子メール等）により、無条件で申し込みの撤回を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は、書面又は電磁的記録による通知を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。ただし、現金取引（契約したその場で商品の引き渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと）で、その代金が3,000円未満のときは、クーリング・オフはできません。
- 2、この場合お客様は、①損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④商品を使用若しくは消費し、または権利行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。又、役務の提供を受けたまたは施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。⑤役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
- 3、上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または威迫したことにより、因惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフすることができます。
- ※はぎの場合は下図のように「ハガキ」等に必要事項をご記入の上、販売店宛て郵送してください。

郵便はがき	住所	右記日付の契約は解除します。	契約日
切手	○ ○ ○ ○ ○	○ 販売店名	○ 年 ○ 月 ○ 日
	○ ○ 販売株式会社	○ 販売店住所	
	○ ○ 課 長	○ 電話番号	
電話番号	住所	○ 商品名・役務の種類	
契約者名			

- 1、上述の参考例は「ハガキ」によるものですが、簡易書留が確実です。また、内容証明郵便、特定記録郵便、書留なども確実です。
- 2、そのほか、記入するものとしては、①商品等の金額、②支払った〇〇の金額の返金を要求する旨、③振り込み先、④既に受け取っている商品を早急に引き取ってもらうことなどを記入する。

※電磁的記録によるクーリング・オフについては以下のとおりお願いいたします。

- ☐ ホームページ ()
☐ E-MAIL ()
☐ FAX 番号 ()
☐ その他 ()

参 考 (例②)

(注)クーリング・オフ制度のお知らせについて

以下の「クーリング・オフのお知らせ」の規定の対象のお客様は、ＬＰガス販売にあたって、「特定商取引法の訪問販売等に当たる場合のみ」適用させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

クーリング・オフのお知らせ

- 1、お客様が、訪問販売及び電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面（下図参照）又は電磁的記録（電子メール等）により、無条件で申し込みの撤回を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）が可能です。書面又は電磁的記録による通知を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。ただし、現金取引（契約したその場で商品の引き渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと）で、その代金が3,000円未満のときは、クーリング・オフはできません。
- 2、この場合お客様は、①損害賠償及び違約金の支払を請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④商品を使用若しくは消費し、または権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。又、役務の提供を受けたまたは施設を利用した場合でも当該契約に基づく対価の支払義務はありません。⑤役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。
- 3、上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または威迫したことにより、困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフすることができます。
- ※はがきの場合は下図のように「ハガキ」等に必要事項をご記入の上、販売店宛て郵送してください。

郵便はがき 切手 住所 〇〇販売株式会社 〇〇課御中 住所 契約者名 電話番号	右記日付の契約は解除します。 契約日 〇年〇月〇日 〇販売店名 〇販売店住所 〇電話番号 〇商品名・役務の種類
---	--

- 1、上述の参考例は「ハガキ」によるものですが、簡易書留が確実です。また、内容証明郵便、特定記録郵便、書留なども確実です。
- 2、そのほか、記入するものとしては、①商品等の金額、②支払った〇〇の金額の返金を要求する旨、③振り込み先、④既に受け取っている商品を早急に引き取ってもらうことなどを記入する。

※電磁的記録によるクーリング・オフについては、以下にお問合せください。

- ☐電話番号 ()

特定商取引法における電磁的記録によるクーリング・オフに関するQ & A

(消費者庁)

Q 1 : 電磁的記録によるクーリング・オフとは、具体的にはどのようなものが該当しますか。

A 1 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式のほか、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの全てが該当し、消費者はこれによる通知を行うことでクーリング・オフが可能となります。代表的な例としては、電子メールのほか、USBメモリ等の記録媒体 や事業者が自社のウェブサイト に設けるクーリング・オフ専用フォーム等により通知を行う場合が挙げられます。また、FAXを用いたクーリング・オフも可能となります。

Q 2 事業者は、どのように電磁的記録によるクーリング・オフに対応しなくてはならないのでしょうか。

A 2 事業者においては、それぞれの事業環境等も踏まえ、合理的に可能な範囲で電磁的記録による通知の方法（例えば、電子メール、FAX）に対応していただく必要があります。したがって、「電子メールでクーリング・オフを行う場合には、以下のアドレスにお送りください。」などと合理的な範囲内でクーリング・オフに係る電磁的記録による通知の方法を特定し、それを契約書面等に記載することにより、事業者が確認しやすいクーリング・オフに係る電磁的記録による通知の方法を示すことは妨げられるものではありません。なお、事業者において一方的に通知の方法を不合理なものに限定すること（例えば、電子メールでアポイントを取るような訪問販売においてクーリング・オフを書面のみに限定し、電子メールによる通知を受け付けない場合や、契約締結に際して消費者から事業者に対する連絡手段としてSNSを用いたにもかかわらず当該SNSを用いたクーリング・オフの通知を受け付けない場合等）はクーリング・オフの方法を制限する消費者に不利な特約に該当し、無効となるもの（特定商取引法第9条第8項等）と考えられます。

Q 3 : 事業者として、電子メールでのクーリング・オフの受付や、ウェブサイトにもクーリング・オフ専用フォームを設けることを検討していますが、消費者との間でトラブル（消費者：「送った」、事業者：「届いていない」など）が生じないか心配です。

A 3 消費者が電磁的記録を発したかどうか、また、どの時点でそれを発したかに関する紛争が生じないように、事業者としては、電磁的記録によるクーリング・オフを受けた場合、消費者に対し、クーリング・オフを受け付けた旨について電子メール等で連絡をすることが望ましいと考えられます。

Q 4 : 電磁的記録によるクーリング・オフを行う上で、消費者が気を付けるべきことはありますか。

A 4 まず、契約書を確認し、電磁的記録によるクーリング・オフの通知先や具体的な通知方法が記載されている場合には、それを参照した上で通知を行いましょう。また、その際には、（書面によるクーリング・オフと同様に）事業者が対象となる契約を特定するために**必要な情報（契約年月日、契約者名、購入品名、契約金額等）**やクーリング・オフの通知を発した日を記載するようにしましょう。加えて、クーリング・オフを行った証拠を保存する観点から、電子メールであれば送信メールを保存しておく、ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォーム等であれば画面のスクリーンショットを残しておくといった対応を行うことが望ましいと考えられます。

※電磁的記録による通知についても、書面と同様、発した時にその効力を生ずる。

賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供について

令和3年6月に経済産業省よりLPガス販売事業者に対し、賃貸集合住宅における入居前の消費者向けに同物件の所有者または不動産管理会社にLPガス料金について情報提供するよう依頼を受けたことから、都道府県協会等を通じて、同物件の所有者または不動産管理会社に情報提供を行うようLPガス販売事業者へ周知を行った。

全L協保安・業務G3第37号
令和3年6月1日

正会員 各位

(一社)全国LPガス協会

令和3年6月1日

賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供について
(お願い)

一般社団法人全国LPガス協会
会長 秋元 耕一郎 殿

標記につきまして、経済産業省石油流通課より別紙のとおり依頼がありました。
本件は、消費者が入居前にその賃貸集合住宅のLPガス料金を知る機会が与えられていない状況にあり、入居の時にLPガスの供給契約を締結する際、消費者側がLPガス販売事業者を選択することができないため、その販売事業者のLPガス料金を受け入れざるを得ない状況であることを受け、別添1のとおり、取引適正化の課題があるとのこと及び料金透明化の観点から、当協会に周知依頼されたものです。

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、直接会員におかれましては、関係者に対し、下記の趣旨及び別紙のLPガス販売事業者宛の依頼内容をご周知いただきますようお願いいたします。

また、経済産業省からは、国土交通省に対しても、不動産業者への周知の依頼を行っており、国土交通省からは別添3のとりの周知依頼文書が発出されました。

なお、同様の内容が以下のホームページにも掲載されております。

賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供のお願い

◎経済産業省 資源エネルギー庁ホームページ
・集合賃貸住宅におけるLPガス料金の透明化

https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_ohintai/index.html

記

LPガス事業者が自らLPガスを供給しようとしている新築の賃貸集合住宅及び既に供給している賃貸集合住宅において、募集物件に対する当該物件のLPガス販売事業者名、連絡先、料金等の記載がある「LPガス料金表」などにより予め賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社に情報提供する。

添付資料

別添1 賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供のお願い「(全L協宛)」
別添2 賃貸集合住宅における入居前のLPガス料金情報提示の取り組み「(流通課作成)」
別添3「賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供について」周知依頼「(国土省発出)」

日頃より資源エネルギー庁に御理解・御協力をいただきありがとうございます。
また、コロナ禍においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じていただきながら、全国におけるLPガスの安定供給に御尽力いただいていることに感謝申し上げます。

さて、平成29年にLPガスの取引適正化、料金透明化に向け、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の改正、「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」の策定・改正を行い、相当程度の取引適正化、料金透明化の取組が進みました。

一方、賃貸集合住宅におけるLPガスの供給については、消費者が入居前にその物件のLPガス料金を知る機会が与えられず、入居後の消費者との供給契約締結時には、事実上、消費者側にLPガス販売事業者を選択することができないため、その販売事業者のLPガス料金を受け入れざるを得ないという取引適正化の課題が残っています。その是正について、国土交通省等と協議をした結果、改善策として添付の内容を徹底いただくこととなりましたので、会員のLPガス販売事業者に対し、周知いたしたいと思います。

以 上
発信手段：Eメール
担当：保安・業務グループ 笠間、瀬谷、岩田

以 上

令和3年6月1日

令和3年6月1日

L P ガス販売事業者 各位

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産課 御中
住宅局 住宅総合整備課 御中

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

賃貸集合住宅におけるL P ガス料金の情報提供のお願い

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

「賃貸集合住宅におけるL P ガス料金の情報提供のお願い」の周知依頼

平成29年に料金透明化に向け、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の改正、液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針の策定・改正を行い、相当程度の取引適正化、料金透明化の取組が進みました。

一方、賃貸集合住宅におけるL P ガスの供給については、消費者が入居前にその物件のL P ガス料金を知る機会が与えられず、入居後の消費者との供給契約締結時には、事実上、消費者側にL P ガス販売事業者を選択することができないため、その販売事業者のL P ガス料金を受け入れざるを得ないという取引適正化の課題が残っています。その是正策として、全国のL P ガス販売事業者に対し、「賃貸集合住宅におけるL P ガス料金の情報提供のお願い」(別添2)を周知します。

つきましては、本協力要請の効果を上げるため、御省所管の関係業界団体に対しても(別添2)を周知していただくようお願いいたします。

以 上

平成29年に料金透明化に向け、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の改正、液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針の策定・改正を行い、相当程度の取引適正化、料金透明化の取組が進みました。

一方、賃貸集合住宅におけるL P ガスの供給については、消費者が入居前にその物件のL P ガス料金を知る機会が与えられず、入居後の消費者との供給契約締結時には、事実上、消費者側にL P ガス販売事業者を選択することができないため、その販売事業者のL P ガス料金を受け入れざるを得ないという取引適正化の課題が残っています。その是正策について、国土交通省等と協議した結果、改善策として下記徹底方をお願いいたします。

なお、下記内容を実施していただくことにより、所有者・不動産管理会社・不動産仲介会社を通じて賃貸集合住宅の入居者に対し、当該物件のL P ガス料金が予め提示できることとなるため、L P ガスの料金透明化に大きく貢献するものと考えています。

記

1. 自社がガス供給しようとしている新築の賃貸集合住宅及び既にガス供給している賃貸集合住宅において、募集物件に対する当該物件のL P ガス販売事業者名、連絡先、料金等の記載がある別添の「L P ガス料金表」の参考例などにより、予め賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社(賃貸集合住宅を管理している不動産仲介会社含む)に情報提供すること。
なお、参考例に記載がある事項のうち、料金早見表以外の事項については、「L P ガス料金表」に必ず記載すること。
また、その後、料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のL P ガス料金表を提供すること。
2. 賃貸集合住宅への入居を希望する者、賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社(賃貸集合住宅を管理している不動産仲介会社含む)から、情報提供した料金について、問い合わせがあった場合は、適切かつ迅速に対応すること。

以 上

賃貸集合住宅における入居前のLPガス料金情報提示の取り組み

賃貸集合住宅の空き物件にかかるLPガス料金の情報を関係業界の連携により、入居前の消費者に提示。（令和3年6月1日に経済産業省、国土交通省から関係業界に協力依頼）

LPガス販売事業者

関係団体：（一社）全国LPガス協会

LPガス料金情報の通知

空き物件のオーナー

関係団体：
（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会

不動産管理会社

関係団体：
（公財）日本賃貸住宅管理協会

LPガス料金情報の通知

不動産仲介業者

関係団体：（一社）全国住宅産業協会、（一社）不動産協会、
（公社）全国宅地建物取引業協会連合会、
（一社）不動産流通経営協会、（公社）全日本不動産協会

LPガス料金情報の提示

入居前の消費者

(様式)

LPガス料金表(例)

(令和〇〇年〇〇月現在)

物件名称 _____

部屋番号等: _____

販売事業者名 _____

連絡先(電話番号): _____

【料金内訳(月額、消費税込み)】

基本料金	： 〇〇〇〇円
従量料金	： 〇〇m³まで〇〇〇円、〇〇m³～〇〇m³〇〇〇円、 〇〇m³～〇〇m³〇〇〇円、〇〇m³以上〇〇〇円
機器設備等料金 (機器設備等名〇〇〇)	： 〇〇〇円(該当がない場合は、「該当なし」と記載。)
(機器設備等名〇〇〇)	
原料費調整制度 による調整額	： 算出方法: 現時点の調整額: 〇〇〇円 現在の調整額については、上記連絡先へお問い合わせください。(該当がない場合は、「該当なし」と記載。)

【上記料金による使用量別料金早見表(単位:円/月(消費税込み))】

m³	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0										
10										
20										
30										
40										

以上

本件について、会員に対して講習会等を実施していますか。(複数回答可)

実施内容		回答数
①	会員に文書で通知した。	32件
②	会議等で説明した。	31件
③	会議等で推進策を検討した。	9件
④	支部ごとに説明した。	4件
⑤	講習会等で説明した。	10件
⑥	地元の不動産団体等と意見交換を行った。	2件
⑦	広報誌等で周知した。	13件
⑧	周知していない。	0件
⑨	その他(具体的な取り組みを記載)	16件

- 47都道府県協会は、様々な方法で会員に周知を行った。

⑨具体的な取り組み

- 当該県協会ホームページに本件について掲載した。
- 経産省石油課による当該県協会理事向けに講演をお願いした。
- アパートオーナー向けチラシデータを作成し、当該県協会ホームページに掲載した。
- 県営住宅もあることから県庁にも紹介した。

②～⑥の不動産管理会社等の反応やコメント等概要

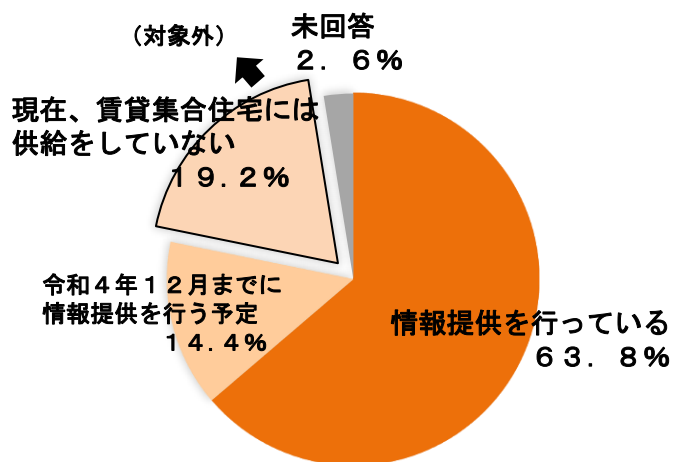
- 不動産管理会社等からの問合せが少ない。
- 不動産管理会社等がLPガス料金の情報提供の取り組みを初めて知った。
- 不動産管理会社等がLPガス料金を情報提供すると他の各LPガス販売事業者に提供し、安いLPガス料金であれば供給権を与える行為がある。
- 不動産管理会社等からエアコン、給湯器の提供を求められると経営が成り立たない。
- 地元の宅地建物取引協会と情報交換を行っている。

賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供について(アンケート集計結果)

令和3年度安全機器普及状況及び需要開発推進運動等調査報告書内アンケート

令和3年6月1日以降にLPガスを供給している賃貸集合住宅における新たな入居者への情報提供について①～③の該当する番号を選択してください。

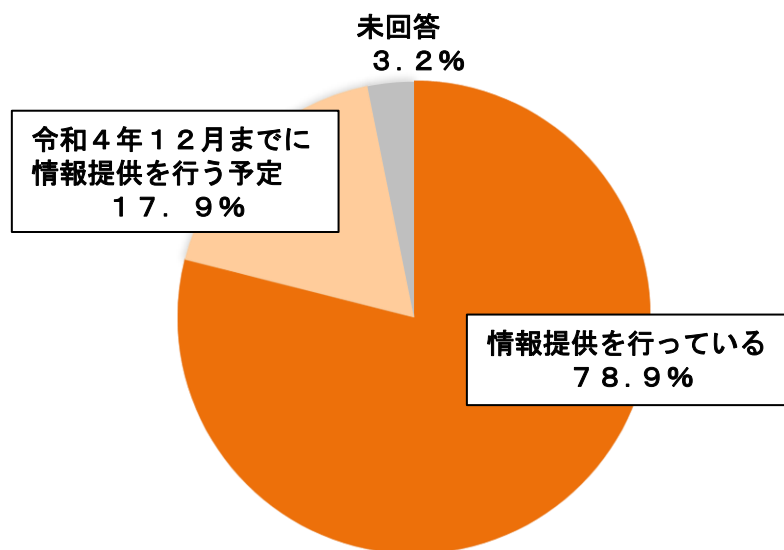
アンケート集計結果(左:調査回収全事業所 右:対象事業所)



アンケート項目	回答件数
①情報提供を行っている	11,793件
②令和4年12月までに情報提供を行う予定	2,671件
③現在、賃貸集合住宅には供給をしていない	3,561件
未回答	473件
アンケート回収事業所数	18,498件



以下③を除く
対象事業所
のみ抜粋



アンケート項目	回答件数	%
①情報提供を行っている	11,793件	96.8%
②令和4年12月までに情報提供を行う予定	2,671件	
未回答	473件	3.2%
対象事業所数	14,937件	

都道府県ごとのアンケート集計明細(賃貸集合住宅情報提供)

都道府県別表

都道府県協会		配布 事業所 数	回収 事業所 数	回収率	賃貸集合住宅情報提供						
					^a ①情報提供を 行っている	^b ②令和4年12 月までには行う 予定	^c 未回答	^d =a+b+c 小計	^e =(a+b)/d 情報提供率	^f ③現在、賃貸集 合住宅には供給 をしていない	^g =d+f 合計
1	北海道	1,418	1,332	93.9%	1,003	128	83	1,214	93.2%	118	1,332
2	青森県	461	460	99.8%	305	54	0	359	100.0%	101	460
3	秋田県	230	204	88.7%	138	10	4	152	97.4%	52	204
4	岩手県	351	350	99.7%	214	72	0	286	100.0%	64	350
5	山形県	362	362	100.0%	220	35	0	255	100.0%	107	362
6	宮城県	505	415	82.2%	252	68	23	343	93.3%	72	415
7	福島県	606	545	89.9%	321	77	35	433	91.9%	112	545
8	栃木県	572	517	90.4%	290	66	0	356	100.0%	161	517
9	茨城県	856	709	82.8%	357	106	9	472	98.1%	237	709
10	千葉県	686	685	99.9%	399	109	0	508	100.0%	177	685
11	埼玉県	898	860	95.8%	605	113	34	752	95.5%	108	860
12	群馬県	487	487	100.0%	295	71	24	390	93.8%	97	487
13	東京都	483	355	73.5%	224	65	29	318	90.9%	37	355
14	神奈川県	658	518	78.7%	379	78	26	483	94.6%	35	518
15	新潟県	442	442	100.0%	206	52	0	258	100.0%	184	442
16	長野県	465	465	100.0%	334	62	0	396	100.0%	69	465
17	山梨県	253	253	100.0%	133	45	27	205	86.8%	48	253
18	静岡県	618	618	100.0%	402	140	3	545	99.4%	73	618
19	愛知県	621	538	86.6%	371	49	3	423	99.3%	115	538
20	三重県	392	374	95.4%	213	60	0	273	100.0%	101	374
21	岐阜県	423	421	99.5%	283	62	0	345	100.0%	76	421
22	富山県	272	268	98.5%	133	25	17	175	90.3%	93	268
23	石川県	260	242	93.1%	152	34	5	191	97.4%	51	242
24	福井県	300	287	95.7%	138	37	0	175	100.0%	112	287
25	滋賀県	212	197	92.9%	125	27	6	158	96.2%	39	197
26	京都府	250	206	82.4%	112	31	6	149	96.0%	57	206
27	奈良県	278	253	91.0%	134	35	0	169	100.0%	84	253
28	和歌山県	338	261	77.2%	114	56	29	199	85.4%	62	261
29	大阪府	475	467	98.3%	220	51	0	271	100.0%	196	467
30	兵庫県	479	476	99.4%	322	64	0	386	100.0%	90	476
31	鳥取県	112	112	100.0%	81	11	3	95	96.8%	17	112
32	岡山県	387	387	100.0%	268	49	0	317	100.0%	70	387
33	島根県	141	141	100.0%	109	11	3	123	97.6%	18	141
34	広島県	406	342	84.2%	237	50	11	298	96.3%	44	342
35	山口県	272	272	100.0%	184	39	0	223	100.0%	49	272
36	徳島県	250	231	92.4%	102	38	48	188	74.5%	43	231
37	香川県	243	196	80.7%	123	22	9	154	94.2%	42	196
38	高知県	220	180	81.8%	111	29	17	157	89.2%	23	180
39	愛媛県	377	336	89.1%	251	35	0	286	100.0%	50	336
40	福岡県	749	746	99.6%	596	93	0	689	100.0%	57	746
41	佐賀県	174	170	97.7%	113	39	4	156	97.4%	14	170
42	長崎県	319	305	95.6%	217	60	0	277	100.0%	28	305
43	大分県	277	277	100.0%	212	36	0	248	100.0%	29	277
44	熊本県	429	415	96.7%	251	111	0	362	100.0%	53	415
45	宮崎県	240	175	72.9%	115	38	0	153	100.0%	22	175
46	鹿児島県	450	425	94.4%	259	88	11	358	96.9%	67	425
47	沖縄県	230	221	96.1%	170	40	4	214	98.1%	7	221
合 計		19,927	18,498	92.8%	11,793	2,671	473	14,937	96.8%	3,561	18,498

料金公表状況調査について

【調査の目的】

「ガス料金公表状況」に関しましては、全L協が定めるLPガス販売指針において従前より事業者に要請していましたが、電力・都市ガスの小売全面自由化を踏まえ、平成29年には国の取引適正化指針ガイドラインにおいても要請されました。

しかしながら、資源エネルギー庁が過去2回事業者に対して料金表の公表状況調査を行ったところ、平成29年度調査において有効回答率65.6%並びに料金公表している回答事業者率は、75.6%の状況でありました。

今回の調査は、店頭またはホームページへの掲示・掲載の100%を目指し、お客様に選ばれるエネルギーの提供となるために必要となる「料金の透明化」を促す一環として調査を実施いたしました。

【過去の経産省の調査および今回調査結果の概要】

		2017年3月 (経産省調査)	2018年3月 (経産省調査)	2019年10月 (全L協調査)	2020年3月 (全L協調査)	2021年3月 (全L協調査)	2022年3月 (全L協調査)
調査総数		18,568	18,589	20,987	20,797	20,288	19,927
回答事業者数 (対調査総数%)		12,003 (64.6%)	12,191 (65.6%)	17,869 (85.1%)	19,363 (93.1%)	19,037 (93.8%)	18,498 (92.8%)
料金公表している事業者 (対回答事業者%)		5,362 (44.7%)	9,214 (75.6%)	16,428 (91.9%)	18,219 (94.1%)	18,069 (94.9%)	17,515 (94.7%)
内 訳	HPのみ公表している 事業者数	244	609	2,857	2,851	2,551	2,533
	店頭のみ公表している 事業者数	5,118	8,348	12,734	13,976	13,789	13,090
	両方で公表している 事業者数	調査せず	257	837	1,392	1,729	1,892

※ 全L協調査は、事業所ごとに調査を実施したことによる。

都道府県ごとのアンケート集計明細(ガス料金の公表関係)

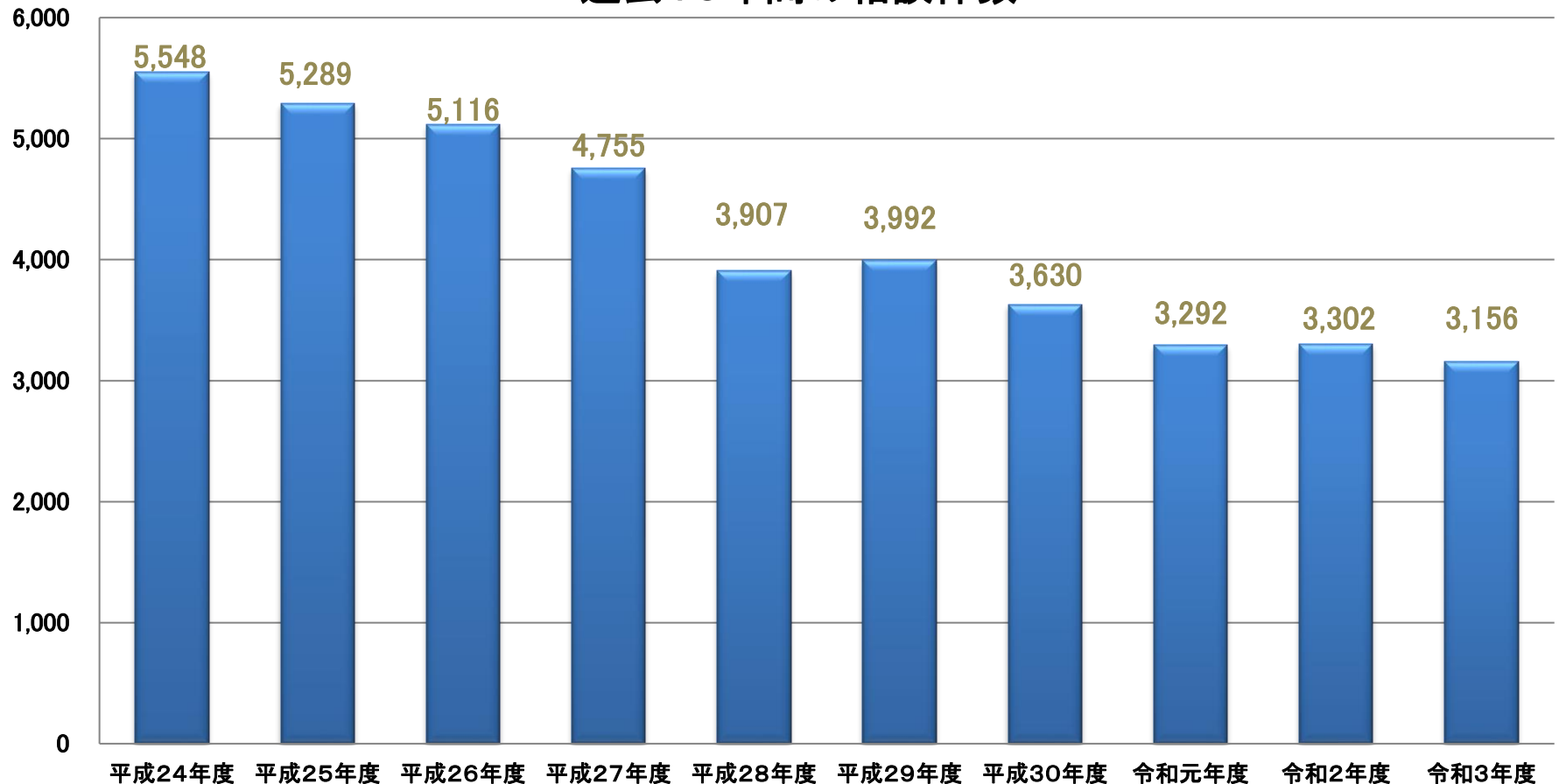
都道府県別表

					ガス料金の公表関係								
都道府県協会					1. ホームページあり ホームページに料金公表あり	2. ホームページあり ホームページに料金公表なし	3. ホームページあり ホームページに料金公表なし	4. ホームページあり ホームページに料金公表なし	5. ホームページなし ホームページに料金公表あり	6. ホームページなし ホームページに料金公表なし	料金公表あり合計 (1+2+3+5)	料金公表率	ホームページあり合計 (1+2+3+4)
1	北海道	1,418	1,332	93.9%	163	233	156	8	718	27	1,270	95.3%	560
2	青森県	461	460	99.8%	50	56	30	0	324	0	460	100.0%	136
3	秋田県	230	204	88.7%	42	34	15	1	108	2	199	97.5%	92
4	岩手県	351	350	99.7%	39	60	24	3	198	26	321	91.7%	126
5	山形県	362	362	100.0%	48	46	33	1	217	17	344	95.0%	128
6	宮城県	505	415	82.2%	47	58	37	2	240	20	382	92.0%	144
7	福島県	606	545	89.9%	59	50	53	7	353	6	515	94.5%	169
8	栃木県	572	517	90.4%	24	52	35	8	370	28	481	93.0%	119
9	茨城県	856	709	82.8%	22	113	50	8	432	84	617	87.0%	193
10	千葉県	686	685	99.9%	45	132	73	0	435	0	685	100.0%	250
11	埼玉県	898	860	95.8%	54	164	82	0	560	0	860	100.0%	300
12	群馬県	487	487	100.0%	41	46	66	6	293	26	446	91.6%	159
13	東京都	483	355	73.5%	23	57	21	10	205	24	306	86.2%	111
14	神奈川県	658	518	78.7%	50	115	34	11	236	48	435	84.0%	210
15	新潟県	442	442	100.0%	41	51	47	8	269	26	408	92.3%	147
16	長野県	465	465	100.0%	67	97	50	2	231	18	445	95.7%	216
17	山梨県	253	253	100.0%	17	43	14	5	147	11	221	87.4%	79
18	静岡県	618	618	100.0%	54	133	73	10	322	23	582	94.2%	270
19	愛知県	621	538	86.6%	45	80	64	17	299	31	488	90.7%	206
20	三重県	392	374	95.4%	63	28	34	4	240	5	365	97.6%	129
21	岐阜県	423	421	99.5%	44	60	66	3	236	12	406	96.4%	173
22	富山県	272	268	98.5%	34	44	16	1	164	3	258	96.3%	95
23	石川県	260	242	93.1%	26	34	30	0	146	3	236	97.5%	90
24	福井県	300	287	95.7%	30	35	31	0	191	0	287	100.0%	96
25	滋賀県	212	197	92.9%	27	36	33	7	85	6	181	91.9%	103
26	京都府	250	206	82.4%	18	22	29	7	112	13	181	87.9%	76
27	奈良県	278	253	91.0%	14	22	19	6	160	32	215	85.0%	61
28	和歌山県	338	261	77.2%	17	9	17	4	166	48	209	80.1%	47
29	大阪府	475	467	98.3%	27	36	70	0	331	3	464	99.4%	133
30	兵庫県	479	476	99.4%	50	48	57	5	300	16	455	95.6%	160
31	鳥取県	112	112	100.0%	19	18	14	0	61	0	112	100.0%	51
32	岡山県	387	387	100.0%	35	41	75	2	223	11	374	96.6%	153
33	島根県	141	141	100.0%	28	26	22	0	62	3	138	97.9%	76
34	広島県	406	342	84.2%	46	59	32	3	181	10	318	93.0%	140
35	山口県	272	272	100.0%	39	40	32	3	151	7	262	96.3%	114
36	徳島県	250	231	92.4%	21	12	25	0	173	0	231	100.0%	58
37	香川県	243	196	80.7%	16	9	35	2	125	2	185	94.4%	62
38	高知県	220	180	81.8%	16	18	13	0	124	2	171	95.0%	47
39	愛媛県	377	336	89.1%	26	20	41	7	242	0	329	97.9%	94
40	福岡県	749	746	99.6%	88	47	102	4	495	10	732	98.1%	241
41	佐賀県	174	170	97.7%	25	27	11	1	100	2	163	95.9%	64
42	長崎県	319	305	95.6%	34	36	18	0	217	0	305	100.0%	88
43	大分県	277	277	100.0%	58	35	18	2	164	0	275	99.3%	113
44	熊本県	429	415	96.7%	45	46	39	6	266	13	396	95.4%	136
45	宮崎県	240	175	72.9%	28	16	22	0	109	0	175	100.0%	66
46	鹿児島県	450	425	94.4%	57	53	35	4	272	4	417	98.1%	149
47	沖縄県	230	221	96.1%	30	36	16	4	128	2	210	95.0%	86
合計		19,927	18,498	92.8%	1,892	2,533	1,909	182	11,181	624	17,515	94.7%	6,516

LPガスお客様相談所における相談件数について

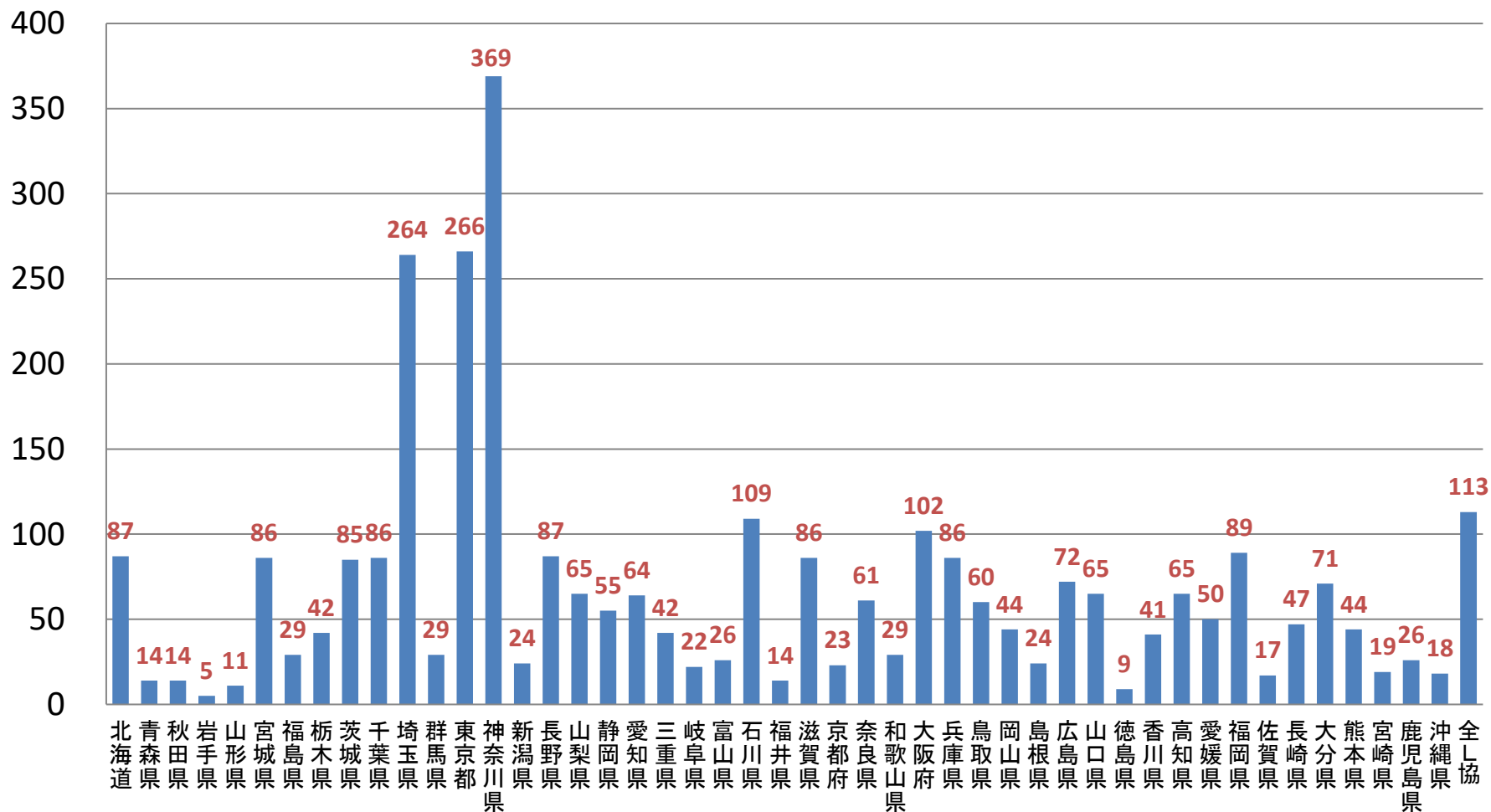
令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)の全国47県協会及び全L協に設置されているLPガスお客様相談所(48ヶ所)に寄せられた相談件数は、**3,156件**です。
前年度対比146件の減少となっております。

過去10年間の相談件数



47都道府県協会別の相談件数(令和3年度)

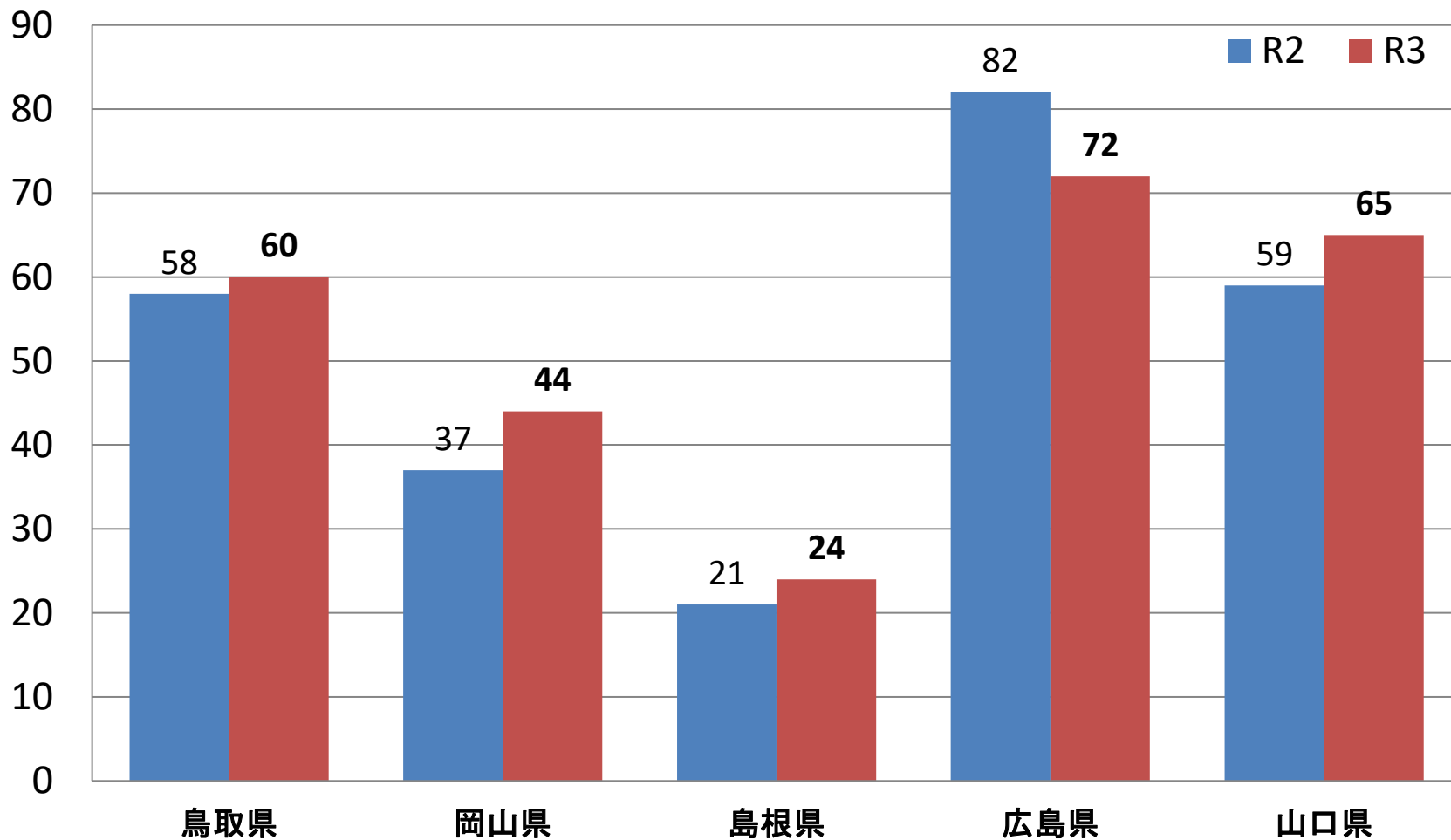
相談件数の多い県は、神奈川県369件、東京都266件、埼玉県264件、全
L協113件、石川県109件の順でした。また、岡山県44件となっております。



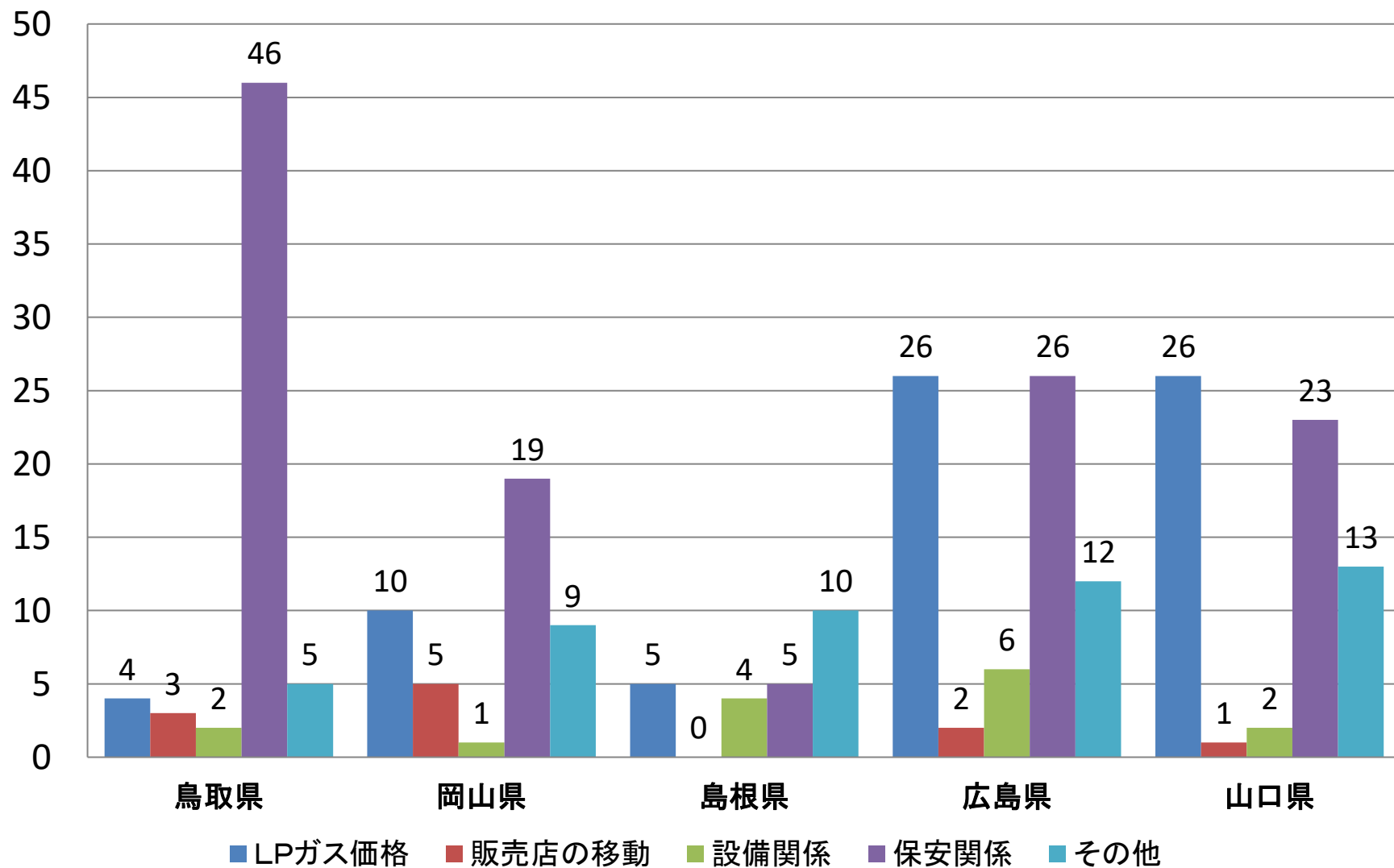
LPガスお客様相談所における月別相談分類(令和3年度)

	相談内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
① LPガス価格について	(1) 料金制度、基本料金及び従量料金、料金表について	16	7	9	7	8	6	14	10	13	27	22	10	149
	(2) 他販売店との料金比較について	4	4	9	3	2	3	2	2	6	7	2	7	51
	(3) 地域における平均料金について	11	16	10	8	6	3	9	10	14	24	29	13	153
	(4) 都市ガス、電力との料金比較について	1	1	2	1	0	1	1	0	1	3	0	1	12
	(5) 料金の改定について	9	3	5	2	11	5	11	9	15	22	6	11	109
	(6) 未使用期間における基本料金について	0	1	2	0	0	3	0	1	0	0	0	0	7
	(7) 安全機器の設置費用等について	1	0	0	3	0	1	0	0	0	0	2	0	7
	(8) 請求、支払い、滞納、契約について	25	16	19	11	21	15	18	18	18	21	39	20	241
	(9) その他	5	4	4	2	3	2	5	7	6	6	3	6	53
移②動販売店に売っ店の	(10) 他業者(都市ガス、電化、その他を含む)からの勧誘について(費用負担・撤去・所有を除く)	14	11	9	15	30	32	13	9	10	13	20	9	185
	(11) 他業者(都市ガス、電化、その他を含む)に変わる際の手順・注意点について(費用負担・撤去・所有を除く)	17	8	10	10	2	1	5	6	6	12	10	8	95
	(12) その他	9	8	12	5	6	15	8	8	7	6	10	5	99
③設備関係について	(13) 供給設備・消費設備の費用負担(移動含)について	5	2	5	5	5	3	2	5	1	5	2	1	41
	(14) 供給設備・消費設備の撤去・費用関係について	9	3	2	11	7	8	6	6	3	6	8	2	71
	(15) 供給設備・消費設備の所有について(14条書面・契約書含む)	2	2	2	2	1	3	2	2	1	4	0	0	21
	(16) その他	3	6	3	6	1	3	7	6	14	4	2	4	59
④保安について	(17) 法令、設備基準について(安全機器・集中監視含む)	18	13	3	10	2	10	10	13	8	6	10	7	110
	(18) 燃焼機器について	4	5	1	2	4	5	5	6	5	4	9	1	51
	(19) 調査点検について	5	6	2	2	3	4	5	2	8	3	3	7	50
	(20) 容器処理について(カセットボンベ除く)	64	54	67	63	61	70	73	55	117	65	56	50	795
	(21) その他	15	5	5	2	3	7	9	4	7	5	9	5	76
⑤その他	(22) カセットボンベの処理について	11	10	10	10	8	10	13	11	19	9	3	8	122
	(23) 保証金について	2	1	1	2	1	4	0	1	4	5	3	0	24
	(24) 販売店、メーカーの連絡先の照会について	52	24	22	28	32	37	33	29	35	25	36	35	388
	(23) その他	25	17	11	15	18	12	21	18	16	17	13	4	187
合 計		327	227	225	225	235	263	272	238	334	299	297	214	3,156

中国ブロック相談件数・内容(令和3年度)



中国ブロック相談件数・内容(令和3年度)



ご清聴ありがとうございました